

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

環境省産業廃棄物行政組織等調査報告書から（その3）

行政処分命令発出件数について

環境省が行う「産業廃棄物行政組織等調査報告書」から読み取れる興味深い情報、第3回目をお伝えしたいと思います。

行政処分命令発出件数についてです。

これについては、2018年7月号コラム第28号でもお伝えしましたが、そのときとは少し違う角度から見てみたいと思います。

まず、行政処分（正確には不利益処分命令）には、2つのタイプがあります。1つ目は、羈束（きそく）取消といって、その事実を把握した際は、必ず取消処分を行わなければならないケースです。代表的なものは、欠格要件に該当した場合で、役員等が破産者、拘禁刑以上の刑確定者、廃棄物処理法違反による罰金刑確定者等に至ったときは許可取消命令が発出されます。

2つ目は、裁量処分と言われる行政処分で、許可権者である知事や政令市長の裁量により発せられる命令で、期間を定めた事業の一時停止と許可取消とに分かれます。前者は、法違反を犯し、行政指導の範囲を超える処分が必要と判断した時に、後者は違反が繰り返され改善の見込みがないと判断されたとき等に発出されるものです。

令和4年度の産業廃棄物処理業許可に対する行政処分件数は次表のとおりです。

	普通物処理業		特管物処理業	
	取消し	停止	取消し	停止
都道府県	200	24	5	2
政令市	2	4	0	1
全国計	202	28	5	3

集計結果は、一時停止と許可取消に2分類されているため、取消理由が羈束取消なのか裁量取消なのかは判断が付きませんが、国のデータベース閲覧結果から、大多数が羈束取消と推定されます。また、常識的に考えれば、裁量取消は、まず一時停止命令を発出して是正を求め、それでも改善が実現しないときなどに取消命令の発出に至ることが一般的ですので、圧倒的に取消件数が多い状況は、羈束取消よりも大部分であることを物語っています。

羈束取消はある意味事務的に行われるもので横に置いて、自治体毎の裁量処分の状況を知ろうと思い、（裁量取消の件数は公表されていませんので）事業停止命令件数を調べることにしました。また、単年度の件数では、自治体別の状況は見えませんので、平成23年（収集運搬業許可が合理化された翌年度）まで遡って、過去12年間の普通物処理業許可に対する停止

命令件数を集計してみました。

その結果は、次表のとおりで、自治体別の詳細は別表のとおりでした。

産業廃棄物処理業許可に対する事業停止命令発出件数

(平成 23 年度～令和 4 年度 (12 年間) における集計値)

	停止命令発出件数	同左発出自治体数	発出割合(%)
都道府県(47)	349	37	78
政令市(82)	77	28	34
合計(129)	426	65	50

年間平均では、全国でおよそ 35 件の停止命令が発出されている計算になります。

全体として見れば、平成 23 年度から令和 4 年度までの 12 年間という比較的長い期間の集計値ですが、許可権限を有する自治体の半分ほどが 1 件も停止命令（裁量処分）を発出していない結果となっています。

政令市における発出割合が 34 %と低いのは、許可業者数自体が少ないとや、中核市制度導入後に許可権限を付与されたことで、裁量処分のルールが十分に確立されていない自治体があること等が理由と推測されます。

別表から、自治体別に見てみると埼玉県、千葉県、山口県、大阪府、東京都、三重県で 20 件以上となっているのに対し、神奈川県、兵庫県などではゼロ件となっています。また、政令市では、岡山市、京都市、千葉市、横浜市が 5 件以上となっています。ちなみに静岡県 5 件、静岡市 0 件、浜松市 2 件でした。

令和 4 年度立入検査実施数が全国 1・2 位である岩手県、徳島県では、12 年間における停止命令件数は 3 件以内に留まっています。これは、決して「節穴的」な検査実施をしているということではなく、違反の目が小さいうちに、的確な行政指導をきめ細かに実施していること、指導を受けた側も真摯に改善に取り組んでいることで重大な違反状況に至ることが少ないと解釈したいと思います。立入検査は法違反を見つけるために実施するのではなく、適正処理が確保されていることを確認するために実施するものという大原則を改めて思い出しました。